

多久市下水道条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 1 0 月 1 日

多久市長 香 月 正 則

多久市規則第 2 6 号

多久市下水道条例施行規則の一部を改正する規則

多久市下水道条例施行規則（平成 1 6 年多久市規則第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 1 号を次のように改める。

別紙

附 則

この規則は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

口座番号		加入者名	
水道料金・下水道使用料納入済通知書 ④			
様			
令和 年 月 検針分 (令和 年 月 日～令和 年 月 日使用分)			
水栓番号		納 期 限	
水道使用水量		m ³	
下水道使用水量		m ³	
水道料金		(円)	
(うち消費税：10%)		(円)	
下水道使用料		(円)	
(うち消費税：10%)		(円)	
合計額		円	
・上記の納期限までに金融機関、コンビニまたはスマートフォン決済でお支払いください。 ・納期限を過ぎたものは金融機関及びコンビニではお支払いできませんので、企業団窓口までご持参ください。			
(CVS収納用) 収納代行 DSK電算システム			
領 収 日 付 印			
本書のとおり領収しましたので通知します。 (あて先) 佐賀西部広域水道企業団企業出納員 多久市下水道等使用料徴収事務受託者			
※用紙は直接機械で処理しますので折り曲げたりしないでください。			
取りまとめ銀行		取りまとめ店	
		(企業団・コンビニ本部控)	

口座番号		加入者 佐賀西部広域水道企業団	
水道料金・下水道使用料 ④			
納入書 (原符)			
様			
令和 年 月 検針分			
水栓番号		納 期 限	
水道使用水量		m ³	
下水道使用水量		m ³	
水道料金		(円)	
(うち消費税：10%)		(円)	
下水道使用料		(円)	
(うち消費税：10%)		(円)	
合計額		円	
佐賀西部広域水道企業団 本所料金課 TEL 0952-68-2225			
領 収 日 付 印			
上記のとおり領収しました。 佐賀西部広域水道企業団企業出納員 領収日付印のないもの、金額を訂正したものは無効です。 コンビニ収納代行 DSK電算システム			
(金融機関・コンビニ店控)			

口座番号		加入者	
水道料金・下水道使用料 ④			
納入通知書兼領収書			
佐賀西部広域水道企業団 多久市下水道事業		T9800020004222 T9800020005865	
様			
令和 年 月 検針分			
水栓番号		納 期 限	
水道使用水量		m ³	
下水道使用水量		m ³	
水道料金		(円)	
(うち消費税：10%)		(円)	
下水道使用料		(円)	
(うち消費税：10%)		(円)	
合計額		円	
佐賀西部広域水道企業団 企業長 佐賀県多久市長			
領 収 日 付 印			
上記のとおり領収しました。 佐賀西部広域水道企業団企業出納員 領収日付印のないもの、金額を訂正したものは無効です。 コンビニ収納代行 DSK電算システム			
(お客様控) 収入印紙不要			